国 有 財 産

一般競争入札のしおり

令和 8 年度　第 2 回



財 務 省 東 海 財 務 局

担当　管財部　第四統括部門
☎　直通　052-951-1710

東海財務局のホームページから物件情報を取り出すことができます。

国有財産物件情報メールマガジン配信中！！

東海財務局ホームページ
「国有財産」ページ下のバナー
(https://lfb.mof.go.jp/tokai/kanzai/kanzai.htm)

国有財産物件情報
メールマガジン

本「しおり」には重要な事項が多数記載してありますので、よくお読みください。

リサイクル適性Ⓐ

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

期 間 入 札 の な が れ

公示日 ： 令和８年 11 月 10 日(火)

・入札関係書類を配付します。複数物件の入札を希望される方は、応札物件毎に書類をお取り寄せください。
※物件の引渡しは現況有姿となります。入札参加にあたっては必ず現地や諸規制の状況を確認してください。

▼

入札保証金の納付

・入札保証金は**入札金額の 5%以上**の金額です。
・入札保証金の金額は、最低売却価格の 5%以上ではありませんので、ご注意ください。
・事前に配付する「振込依頼書」により金融機関(ゆうちょ銀行(郵便局)は除く)の窓口で振り込んでください。

▼

入札関係書類の作成

・今回配付する所定の様式を使用してください。

▼

入　札(入札関係書類の提出)

受付期間:令和８年 12 月１日(火)から令和８年 12 月 14 日(月)

午前９時～正午、午後１時～午後５時（土・日・祝日を除く）**※最終日は午後５時必着です。**

・入札の受付は、持参及び郵送（簡易書留郵便）共に、**「東海財務局管財部第四統括部門」のみ**で受け付けますが、極力、郵送（簡易書留郵便）による提出をお願いします。
・入札関係書類の記載にあたっては、本しおりをよく確認してください。
・来庁時は、最小人数でのご参加をお願いします。

▼

開　札

令和９年１月 14 日(木) 午前９時 30 分開始（場所:東海財務局　2階大会議室）

・開札場所への入札者等入札関係者の出席は自由です。
（開札会場への入場に際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認を行います。）
・開札結果は、入札者全員に文書で通知します。
・落札されなかった方には入札保証金を返還しますが、手続きに１週間程度かかります。

▼

契　約

契約締結期限:令和９年２月 12 日(金)まで

・落札された方がこの**契約期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金は国庫に帰属（没収）**します。

▼

売買代金の支払

・契約締結日に全額支払うか、売買代金の１割以上を契約保証金として納付し、売買契約締結の日から 20 日以内に売買代金残額を納付していただきます。

▼

所有権の移転

・売買代金を全額納付した時に移転します。所有権移転登記の手続きは国が行います。
・所有権移転登記には登録免許税が必要です。

入札のしおりの冊子の作成・配布を令和９年度（2027 年度）から廃止します。

国有財産の期間入札にあたっては、「国有財産の一般競争入札のしおり」の冊子を作成・配布してご案内してきたところですが、デジタル化の推進、コスト削減を図ることから、今後の入札における入札のしおりは廃止します。

今回（令和８年度第２回）が最後の冊子の作成・配布となり、令和９年度（2027 年度）以降の国有財産の期間入札は、東海財務局のホームページによるご案内となります。

今後の公示中の期間入札物件の入札情報については、下記 URL よりご確認くださいますようお願いします。

◆現在公示中の一般競争入札物件ホームページアドレス

〇現在公示中の一般競争入札物件（売却）：財務省東海財務局

https://lfb.mof.go.jp/tokai/kanzai/pagetokaihp024000205.html

二次元コードを読み取るとスマートフォン等からアクセスできます。

東海財務局ホームページ（TOP画面）



一般競争入札の物件情報等は、
下記①（新着情報から遷移）または
②（国有財産のページ経由）から閲覧できます。

※下記①の新着情報に掲載している公示情報を選択した場合、当該公示情報のページへ直接遷移します。



一般競争入札の公示日に新着情報として掲載します。

（例）令和8年度第2回の場合
公示日（令和8年11月10日）に新着情報に掲載

東海財務局ホームページ内の
（国有財産TOP画面）
【前ページで②を選択した場合の画面】




財務省
東海財務局
トップページへ
Google 提供
検索の方法
財務局の業務
総合案内
広報・報道発表
調達情報・資格審査
採用情報
東海財務局ホーム > 国有財産 > 国有地の購入を検討されている方へ
印刷用ページ
国有地の購入を検討されている方へ
国有地の取得に関する架空話の情報が多く寄せられています。
未利用国有地については、公用・公共用の用途に利用するために地方公共団体等に直接売却する場合を除き、一般競争入札によらず個人や特定の民間企業に対して直接随意契約で売却することはありませんので、十分ご注意ください。「重要なお知らせ（ご注意ください）」のページも併せてご覧ください。
少しでも不審な点があれば、財務局・財務事務所・出張所へご確認ください。連絡先は「相談窓口」をご覧ください。
国有財産の売却の種類・方法
国有財産
国有地の購入を検討されている方へ
すぐに購入できる物件
国有地の利用を検討されている方へ
公的利用の要望受付
「現在公示中の一般競争入札物件」をクリックすると、現在公示中の一般競争入札物件等の情報を確認できます。
一般競争入札
現在公示中の物件情報及び先着順ですぐに購入できる物件情報を掲載しています。
「一般競争入札の実施スケジュール」をご覧ください。
現在公示中の一般競争入札物件
「一般競争入札（売却）の開札結果及び契約状況」をご覧ください。
すぐに購入できる物件
国有財産の売払いに係る媒介業務
一般競争入札の実施スケジュール
今後入札を予定している物件
ここに掲載されている物件は、今後入札を予定している物件です。
一般競争入札予定物件
二段階一般競争入札予定物件
地区計画活用型一般競争入札予定物件
一部の国有地は、買受要望を受け付けており、要望のあった場合は、原則、一般競争入札により売却することとしています。要望を受け付けている物件については、「買受け及び借受けの要望を受け付ける物件」をご覧ください。
旧法定外公共物（旧里道・旧水路等）の購入方法
旧法定外公共物とは、かつて里道や水路等であったものが、機能を失い、公共的な用途に使われていないものをいい、国が管理することになっています。旧里道や旧水路等が、現に住宅敷地等として使用されている場合には使用者に対して売却を行っています。
旧法定外公共物（旧里道・旧水路等）の境界確定・購入手続き
Adobe Acrobat Reader(無償)が必要です。
ダウンロードした後インストールしてください。
GET Adobe Acrobat Reader
Adobe Acrobat Readerダウンロードページへのリンク

財務省
東海財務局

トップページへ

Google 提供

検索の方法

財務局の業務 ▾ | 総合案内 | 広報・報道発表 | 調達情報・資格審査 | 採用情報

東海財務局ホーム > 国有財産 > 国有地の購入を検討されている方へ

印刷用ページ

国有地の購入を検討されている方へ

国有地の取得に関する架空話の情報が多く寄せられています。
未利用国有地については、公用・公共用の用途に利用するために地方公共団体等に直接売却する場合を除き、一般競争入札によらず個人や特定の民間企業に対して直接随意契約で売却することはありませんので、十分ご注意ください。「重要なお知らせ（ご注意ください）」のページも併せてご覧ください。
少しでも不審な点があれば、財務局・財務事務所・出張所へご確認ください。連絡先は「相談窓口」をご覧ください。

国有財産の売却の種類・方法

国有財産（国有地等）の売却については、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本とし、3か月間、地方公共団体等からの取得等要望の受付を行い、受付期間中に取得等要望がない場合には一般競争入札により売却することとしています。

- 一般競争入札による売却の種類・方法
- 公的利用の要望受付

一般競争入札に係る物件情報

現在公示中の物件情報及び先着順ですぐに購入できる物件情報を掲載しています。
一般競争入札の今後のスケジュールについては「一般競争入札の実施スケジュール」をご覧ください。

- 現在公示中の一般競争入札物件
 - 入札結果は「一般競争入札（売却）の開札結果及び契約状況」をご覧ください。
- すぐに購入できる物件
- 国有財産の売払いに係る媒介業務
- 一般競争入札の実施スケジュール

今後入札を予定している物件

ここに掲載されている物件は、今後入札を予定している物件です。

- 一般競争入札予定物件
- 二段階一般競争入札予定物件
- 地区計画活用型一般競争入札予定物件

一部の国有地は、買受要望を受け付けており、要望のあった場合は、原則、一般競争入札により売却することとしています。要望を受け付けている物件については、「買受け及び借受けの要望を受け付ける物件」をご覧ください。

旧法定外公共物（旧里道・旧水路等）の購入方法

旧法定外公共物とは、かつて里道や水路等であったものが、機能を失い、公共的な用途に使われていないものをいい、国が管理することになっています。旧里道や旧水路等が、現に住宅敷地等として使用されている場合には使用者に対して売却を行っています。

- 旧法定外公共物（旧里道・旧水路等）の境界確定・購入手続き

国有財産

- 国有地の購入を検討されている方へ
 - すぐに購入できる物件
- 国有地の利用を検討されている方へ
- 公的利用の要望受付
- 相談窓口
- 国有財産の概要
- 国有財産の活用事例・入札等の結果

PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Acrobat Reader(無償)が必要です。
ダウンロードした後インストールしてください。

GET Adobe Acrobat Reader

Adobe Acrobat Readerダウンロードページへのリンク

今後に入札を予定している物件を知りたい場合は、
「一般競争入札予定物件」をクリック



一般競争入札物件とは別に、
先着順で購入できる物件を知りたい！
場合は、「すぐに購入できる物件」をクリック

※すぐに購入できる物件は、一般競争入札を実施した結果、売払相手方が決まらなかった物件を先着順にて売却する物件です。

目　　次

○　入札会場等のご案内

○　国有財産の一般競争入札のご案内

1. 入札に参加する前に　P　3
2. 入札物件　P　5
3. 入札参加者の資格　P　5
4. 入札にあたって付す条件　P　6
5. 入札の期間・場所及び開札の日時・場所　P　7
6. 入札手続き　P　8
7. 入札の無効　P　10
8. 落札者の決定方法　P　10
9. 入札保証金の返還　P　10
10. 契約の締結等　P　11
11. 売買代金の支払方法　P　12
12. 所有権の移転　P　12
13. 契約内容等の公表　P　13
14. 個人情報について　P　13
15. 不調物件にかかる先着順の売却　P　13
16. 契約不適合の取り扱いについて　P　14
17. 現地見学会の日時及び場所　P　15
18. 資料の閲覧　P　16

○　国有財産売払公示書（写）（入札物件一覧表を含む）　P　18

○　入札要領　P　23

○　予算決算及び会計令（抄）、国有財産法（抄）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）　P　28

○　国有財産売買契約書（案）　P　30

○　入札書類作成・提出方法　P　39

○　入札書等記載方法　P　40

○　よくあるご質問（Ｑ＆Ａ）　P　66

○　物件調書（概要）　P　69

○　物件調書（補足説明事項）　P　70

○　物件調書（個別）　P　89

◎令和８年12月14日（月）まで物件のパネル展示を行っています。

東海財務局　：　愛知県・岐阜県・三重県・静岡県内　所在物件
岐阜財務事務所　：　岐阜県内　所在物件
津財務事務所　：　三重県内　所在物件
沼津出張所　：　静岡県東部地区内　所在物件

入札会場等のご案内

１．入札の期間及び開札の日時

⑴　入札受付期間

令和８年12月１日（火）午前９時から令和８年12月14日（月）午後５時必着

⑵　開札日

令和９年１月14日（木）午前９時30分から

・入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入場に際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認を行います。

・開札結果は、入札者全員に文書で通知します。

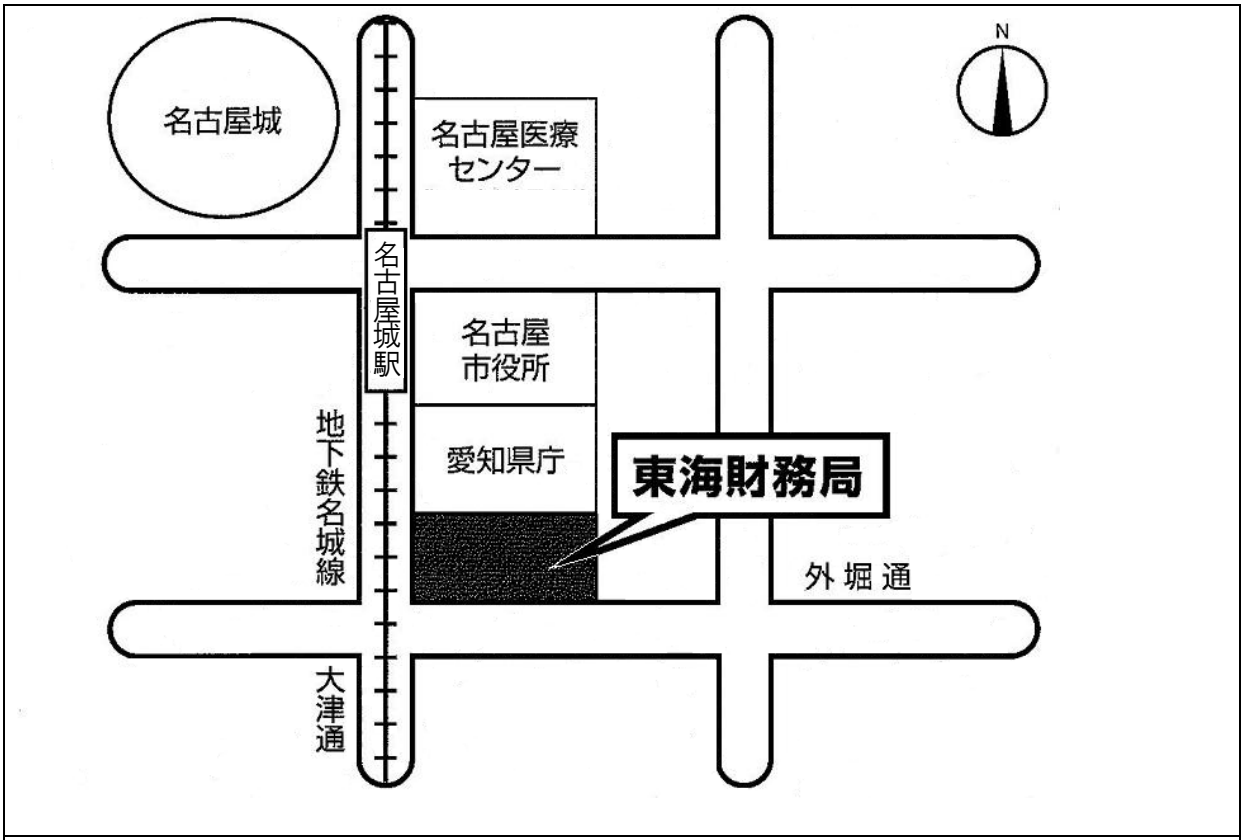
２．受付及び入札場所

会　場　　財務省東海財務局　管財部　第四統括部門

所在地　　名古屋市中区三の丸三丁目３番１号

電　話　　〔直　通〕052－951－1710

３．会場案内図



（交通機関）　地下鉄名城線　　名古屋城駅　　下車　　（３番出口から徒歩約２分）

※　車での御来庁は、駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

国有財産の一般競争入札のご案内

1. 入札に参加する前に

(1) 「入札のしおり」をよくお読みください。

イ **「入札のしおり」には、入札日時、入札に参加する手順、落札した場合の契約内容、物件調書等、入札にあたって必要なことが記載されています。**

ロ 物件調書の記載事項については、調査時点における一般的な調査内容を記載したものですので、現時点で変更されている場合があります。また、図面についても、現状と異なる場合があり、表記されている個人名等についても、これを特定するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 入札物件はすべて現況引渡しです。

イ 入札物件には、当該土地上のすべての工作物（フェンス、木柵、擁壁、給排水施設、舗装、車止め等）や樹木等が含まれます。物件調書と現況とに差異が生じている場合は現況が優先し、契約後の物件引渡しも現況有姿（あるがままのかたち）となります。

ロ 入札物件に越境物がある場合についても、現況のままでの引渡しとなります。

国は越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。

（注）越境とは、例えば、隣接地の建物の庇が境界を越えて国有地上にかかっている場合や、逆に国有地上のフェンスが隣接地にかかっている場合等をさします。

越境が目立つもの、明らかに視認できるものは物件調書に記載してありますが、樹木、草花の越境や簡易に移設できるものの越境は記載してありません。また、調査時に判明していない越境がある場合もあります。

(3) 事前に必ず現地を確認してください。

一部の物件を除いて現場説明等は行いませんので（現地見学会の日程は 15～16 ページを参照してください）、**事前に必ず現地を確認してください。**

現地の確認の際は、周辺の住民の方のご迷惑にならないようにするなど、次の点に特にご配慮願います。

◆みだりに隣接地に立ち入ったりしないようお願いします。
◆フェンス等の工作物を傷つけないようご注意ください。
◆違法駐車・迷惑駐車はしないようお願いします。

(4) 隣接地との境界について。

イ 隣接地との境界標は、原則として設置済ですが、復元等による境界標の再設置ができなかった物件もあります。

境界確定の方法については、隣接土地所有者との立会いによる場合のほかに、区画整理等の換地処分による場合があります。

隣接土地所有者との立会いは、原則として国に引き継ぐ際等に行ったもので、その後、売買等により隣接土地所有者が変わった場合等においては、再度立会いは行っていません。

また、区画整理等の換地処分による場合にも、換地後新たに隣接土地所有者との立会いは行っていません。

ロ　隣接土地所有者との境界確定書等の原本については、国自ら保管する必要がありますので、契約時に境界確定書、換地図の写し等を交付します。

ただし、国有地を分筆しているものについては、隣接土地所有者との境界確認書は取り交わしておりません。

(5)　**建築制限等について、あらかじめご自身で確認してください。**

イ　物件を使用するにあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、皆様の計画に見合った利用の可否について、**あらかじめご自身で関係各機関に照会する等して十分確認してください。**

ロ　物件調書等に記載した建蔽率、容積率等の規制は、建築物の構造や道路幅員によって変わる場合もあります。また、公共団体等の条例等によって、建築規制が加わる場合や、各種負担金が課せられる場合もありますので、これらも含めて十分確認してください。

ハ　各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用にあたっては、各事業者と十分協議してください。

なお、物件内の既存の諸施設（量水器、止水栓、排水桝等や建物内の諸設備等）は、そのほとんどが現時点で使用されておりません。

(6)　**水害リスク情報について、あらかじめご自身で確認してください。**

入札物件にかかる水害ハザードマップにおける浸水想定区域への該当の有無については、市町村が提供する水害ハザードマップ（市町村が配布する印刷物又は市町村のホームページに掲載されているもの）をご確認ください。なお、浸水想定区域に該当しないことをもって水害リスクがない、というものではありません。

(7)　**入札及び売買契約は実測数量で行います。**

イ　入札及び売買契約の対象数量は、公示書や物件調書に記載された実測数量（入札物件が区画整理による換地等であった場合は換地等数量による場合があります。）です。

ロ　所有権移転登記については登記簿数量で行います。（物件の中には、実測数量と登記簿数量が異なるものもありますが、これらはすべて公差の範囲内となっています。また、土地区画整理事業施行中の仮換地の売買にかかる所有権移転登記は、従前地の所在、数量で行います。）

(8)　**区分所有建物にかかる留意事項について**

区分所有建物にかかる管理費、修繕積立金等については、物件調書作成時点の情報であり、金額が変更されている場合がありますので、入札参加前に必ず管理組合または管理委託会社へご確認ください。

2. 入札物件

(1) **入札物件は全部で「20 物件」です。**

入札物件は、**別紙「入札物件一覧表」(21～22 ページ) のとおりです。**

また、以下の物件の最低売却価格については、消費税及び地方消費税を含んだ金額となっております。入札にあたっては、消費税及び地方消費税を含めた金額を入札書に記載してください。

【建物に課税】 物件番号　2103、2104、2401、2402、2403

(2) **入札物件につきましては、入札中止となる場合もございますので、あらかじめご了承願います。なお、この場合、入札参加に要した費用（入札保証金振込手数料等）は返還いたしません。**

(3) **入札物件にかかるお問い合わせは下記へどうぞ。**

物件調書の内容に対するご質問、個別の物件にかかるご照会については、物件の所在地を管轄する次の財務局、財務事務所又は出張所までお願いします。

なお、入札参加方法、開札手順等の一般競争入札全般のことに関しましては、東海財務局管財部　第四統括部門でお答えします。

◆愛知県分（物件番号 2001～2005）
東海財務局　管財部　第四統括部門　☎（052）951-1710（直通）

◆岐阜県分（物件番号 2101～2104）
岐阜財務事務所　管財課　☎（058）247-4252（直通）

◆三重県分（物件番号 2201～2203）
津財務事務所　管財課　☎（059）222-9571（直通）

◆静岡県中部・西部地区分（物件番号 2301～2304）
静岡財務事務所　管財課　☎（054）251-4328（直通）

◆静岡県東部地区分（物件番号 2401～2404）
静岡財務事務所沼津出張所　統括部門　☎（055）933-5800（代表）

3. 入札参加者の資格

次に掲げる者以外の方であれば、どなたでも参加できます。

(1) 国との間で売買契約を締結する能力を有しない方（成年被後見人並びに被保佐人・被補助人で売買契約締結について保佐人もしくは補助人の同意を有しない方等）、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 32 条第 1 項各号に該当する方は入札に参加できません。

(2) 過去の入札、契約等において不正な行為や契約の締結を妨げた行為等があった方は、その事実があってから 3 年間を経過していない場合参加できないこともあります。

(3) 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者は入札に参加できません。

※上記も含め、参加資格については予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条並びに国有財産法第 16 条等によって規定されていますので、28 ページもご参照ください。

4. 入札にあたって付す条件

(1) 公序良俗に反する使用等を禁止し、国が必要と認めるときには、実地調査を実施する場合もあります。以下のイ及びロの条件に違反があった場合には、国の定める金額を違約金として国に支払わなければなりません。

さらに、以下のイ及びハの条件に違反していることが判明した場合には、速やかに契約を解除いたします。

イ 公序良俗に反する使用等の禁止

落札者は、売買契約の締結の日から 10 年間、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

ロ 実地調査等

国は、上記イの履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、**必要と認めるときは実地調査を実施し、又は、報告若しくは資料の提出を求めることができます。**

また、落札者は、正当な理由なく上記に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

ハ 落札者の適格条件

落札者は、暴力団又は暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であってはなりません。

(2) 登記地目が農地（田・畑）の物件については、原則として落札の日から 30 日以内に、農地法第 3 条又は第 5 条の手続きをしなければなりません。

物件所在地	農地として利用する場合	農地以外の利用を行う場合
市街化区域内	農地法第 3 条（許可）	農地法第 5 条（届出）
上記以外		農地法第 5 条（許可）

イ　農地法第３条の許可を受けられる方は**「農耕適格者」に限られます。**「農耕適格者」の基準については、各物件の所在する市町村の農業委員会に必ず照会した上で入札してください。

ロ　農業委員会への手続きについては、落札者において行っていただくことになりますので、各物件の所在する市町村の農業委員会に照会してください。

ハ　**落札後に農地法第３条の許可が得られない場合又は農地法第５条の転用を伴う権利移転の許可が得られない場合及び届出が受理されないことにより契約締結ができない場合は、入札保証金は国庫に帰属（没収）することとなります。入札参加前に皆様の利用計画に見合った使用の可否についてご自身で関係各機関に照会する等して十分確認してください。**

※　農地転用の手続きは、地目変更登記ではありません。宅地等への地目変更登記の申請は、購入後、買主の負担で行っていただくことになります。

5. 入札の期間・場所及び開札の日時・場所

(1)　入札受付期間及び場所は下記のとおりです。

【受付期間】令和８年 12 月１日（火）～令和８年 12 月 14 日（月）
午前９時～正午、午後１時～午後５時
※　**最終日は午後５時必着、土・日・祝日は受付いたしません。**
【受付場所】〒460－8521　名古屋市中区三の丸三丁目３番１号
東海財務局　管財部　第四統括部門

（留意事項）

イ　**岐阜財務事務所、津財務事務所、静岡財務事務所、沼津出張所では受付を行いません**ので、お間違えないよう願います。

ロ　入札関係書類の提出は受付場所への持参も可能ですが、郵送による場合、受付期間を過ぎて到達した入札書は無効となりますので、十分余裕をみて、早めに**簡易書留郵便**でお送りください。

(2)　開札日及び開札場所は下記のとおりです。（開札場所への入札者等の入場参加は自由です。）

【開札日時】令和９年１月 14 日（木）　午前９時 30 分開始
【開札場所】東海財務局　２階大会議室

（留意事項）

イ　開札に参加できるのは入札者等入札関係者となります。

ロ　開札は、原則として物件番号順に行います（応札のなかった物件は除きます。）ので、最終番号の物件の開札までには相応の時間を要する可能性があります。

ハ　開札結果は、開札後、入札者全員に文書で通知します。

ニ　電話による開札結果の照会は、身元確認ができないため、原則としてお断りしています。（東海財務局ホームページにおいて、開札結果を開札日翌日以降に公表する予定です。）

6. 入札手続き

(1) 入札関係書類の確認

入札１物件につき１通の入札関係書類を作成する必要があります。

作成を要する入札関係書類は、下記（3）でご確認ください。

(2) 入札保証金の納付

入札に参加する前に入札保証金を納付する必要があります。

イ　納付が必要な保証金の額

入札保証金は入札金額の 5%以上の金額です。（最低売却価格の 5%以上ではありません。）

【入札保証金の計算方法】

入札金額×5%（0.05）＝入札保証金額（円未満切上げ）

ロ　納付方法

入札保証金は、東海財務局から配付を受けた所定の「振込依頼書」により、金融機関（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）の窓口で振込んでください。なお、インターネットバンキング及びＡＴＭによる振込みは無効となります。

（注）必ず、金融機関の窓口にて振込手続きを行い、取扱店領収印のある「保管金受入手続添付書」（振込依頼書２枚目の財務局提出用）を受け取ってください。

・ゆうちょ銀行（郵便局）からの振込みはできません。

・振込手数料は入札者の負担となります。

・金融機関の取扱時間にはご注意ください。（受付最終日は特にご注意ください。）

・過去の入札の際に配付した「振込依頼書」は使用しないでください。

(3) 入札関係書類の作成

「入札書」、「入札保証金提出書」が必要です。

必ず当局所定の様式を使用し、次の点にご留意ください。なお、当局所定の様式以外のものは無効となります。

イ「入札書」

○　入札書の記載方法をよく読んで間違いのないようにしてください。

○　金額の訂正は一切受け付けられません。

○　金額の前に「円マーク」（￥）を記入し、算用数字を使用してください。

○　物件の総額を記入してください。また、桁違い等にも注意してください。

○　共有名義の場合は持分割合を記載してください。なお、入札者及び共有者・代理人が合計３名以上で入札される方は「共有者一覧表」を添付してください。

○　入札保証金提出書の名義と異なる名義で入札した場合は無効となりますのでご注意ください。（共有名義で入札する際は特にご注意ください。）

○　最低売却価格に達しない入札は無効となります。

○　入札金額は入札保証金の納付額との関係にご注意ください。（あらかじめ入札金額の5%以上の入札保証金を納付する必要があります。入札保証金が不足している入札は無効となります。）

ロ「入札保証金提出書」

○　2連複写になっています。（念のため確認してください。）

○　入札保証金を振込んだ時に金融機関窓口より渡される「保管金受入手続添付書」を2枚目の「入札保証金振込証明書」用紙に添付してください。

○　**提出書の名義は、必ず入札される方の名義と一致している必要があります。（共有で入札される方は、必ず提出書の名義も共有にしてください。）**

○　**共有名義の場合は持分割合を記載してください。なお、入札者及び共有者・代理人が合計3名以上で入札される方は「共有者一覧表」を、「入札保証金提出書」及び「入札保証込証明書」それぞれに添付してください。**

○　**金額欄は入札保証金の金額を記入してください。（入札金額ではありませんのでご注意ください。）**

○　**入札に参加される方全員のフリガナ、性別、生年月日も必ず記載してください。**

ハ「役員一覧」

○　**法人で入札される方のみ必要です。**

二「委任状」（本入札のしおりの巻末に添付しているものを使用してください。）

○　代理人によって入札される方のみ必要です。**なお、入札者以外の方が入札者の依頼により、入札者に代わって入札書を持参する場合は、代理をたてる必要はなく、委任状も必要ありません。**

○　入札書の代理人欄に記載のある場合は必ず委任状が必要となります。

○　委任状には**委任者の実印が押印**されている必要があります。

○　委任状には**必ず委任者の印鑑証明書**を添付してください。（印鑑証明書は委任者の本人確認のために使用します。）

（注）　委任者が海外に在住していることにより印鑑証明書が添付できない場合、次の書類が必要になります。

◎日本人の場合は、当該日本大使館等の在外公館が発行するサイン証明

◎外国人・法人の場合は、本国の主務機関・公証人等で本人のサインが証明できるもの（日本語訳付※）

※日本語訳は誰が行ってもかまいませんが、訳文の下に訳者の記名が必要となります。

(4)　入札方法

イ「入札書」、「入札保証金提出書」の内容を確認してください。

（入札書類作成・提出方法（39ページ）もご覧ください。）

ロ 入札書提出用封筒（白封筒）に**「入札書」のみ**を入れて封をする。

□記載漏れがないか　□入札金額の5%以上の入札保証金を納付済か

□入札保証金提出書の名義と一致しているか　□入札者及び共有者・代理人が合計3名以上で入札される方は共有者一覧表を添付しているか。

ハ 上記ロの封筒と下記関係書類を郵送用封筒（茶封筒）に入れる。

□**入札保証金提出書（入札者及び共有者・代理人が合計 3 名以上で入札される方は共有者一覧表を「入札保証金提出書」及び「入札保証金振込証明書」それぞれに添付しているか）**
□役員一覧（法人で入札される方のみ）
□代理人によって入札される方は委任状（委任者の**印鑑証明書**の添付を忘れないように）

ニ **簡易書留郵便**により送付してください。（締切に気を付けてください！）

以上のことについて十分にチェックしてください。

いったん、提出された入札書は、理由の如何にかかわらず、取消すことや記載内容を変更することはできません。

7. 入札の無効

入札要領第 8 条の規定に該当する入札は無効とします。（24 ページ参照）

8. 落札者の決定方法

(1) **最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した方を落札者とします。**

ただし、上記の方が入札参加資格の確認を要する者である場合には、当該最高価格入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保することとします。

なお、入札参加資格の確認を行った結果、当該最高価格入札者が行なった入札が無効となった場合は、原則として次順位者を落札者と決定します。

落札価格となるべき価格を入札した方が 2 者以上いる場合には、くじによって落札者を決定します。（該当者が開札会場に来場していない場合は当局の指定した者が代わりにくじを引きます。）

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合は、落札候補者の入札参加資格が確定するまでは、くじ引きを留保します。

(2) **落札した方は、個人については誓約書、住民票抄本 2 通（個人番号（マイナンバー）の記載がされていないもの）及び印鑑証明書 1 通、法人については誓約書、法人登記の現在事項全部証明書 2 通及び印鑑証明書 1 通を直ちに提出しなければなりません。**

（住民票抄本及び印鑑証明書は、売買契約にあたっての本人確認及び所有権移転登記の法務局提出用として使用します。）

イ 提出する住民票抄本等は、発行後 3 か月以内のものが必要です。

ロ 東海財務局に提出する誓約書は、上記 4(1)イ及びハの条件に違反しない旨の誓約書であり、様式については東海財務局からお渡しします。

なお、落札者が決定した後は、物件の所在地を管轄する財務局、各財務事務所および出張所が窓口となります。

9. 入札保証金の返還

落札者以外の方の入札保証金は振込によって返還します。

(1) **落札者以外の方の入札保証金は、あらかじめ入札者の方に指定していただいた金融機関の口座に振込み返還します。**

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。（10 ページ「8. 落札者の決定方法」を参照）

ただし、この場合に限り、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。

(2) 入札保証金を振り込んだ後、入札書の提出をしなかった場合は、入札保証金の返還手続きを行います。その場合、「入札保証金提出書」（2 枚複写の書類の 1 枚目）と、「保管金受入手続添付書」を貼付した「入札保証金振込証明書」（2 枚複写の書類の 2 枚目）を提出してください。

ただし、入札保証金の返還は開札終了後となります。

(3) 返還は、金融機関への振込手続きの関係上、1 週間程度を要しますので、あらかじめご了承ください。

(4) 入札保証金には利息は付きませんので、ご承知おきください。

10. 契約の締結等

(1) **落札した方は、令和 9 年 2 月 12 日（金）までに売買契約を締結しなければなりません。**

なお、農地法の手続きを要するものについては、落札後 30 日以内に、許可又は届出の手続きを行い、許可後又は届出受理後 30 日以内（原則として開札後 4 か月以内）に売買契約を締結しなければなりません。

ただし、入札参加資格の確認に時間を要することとなった場合、落札者に係る契約締結期限については、別途通知することとします。

イ 売買契約の締結は、物件の所在地を管轄する財務局、財務事務所及び出張所において行います。詳しくは、落札者の方に直接ご連絡します。

ロ 契約締結日は落札決定後、落札者と協議して決定します。

契約は、土・日曜日及び祝日、並びに当局の事務都合上契約が締結できない日を除いた日の午前中（9 時～11 時 30 分の間）に行います。

ハ 売買契約書の内容は、本しおりに添付（30～38 ページ）してありますので、ご熟読ください。売買契約書は 2 通作成し、お互いに 1 通ずつ保有します。

なお、落札者の方以外の名義で契約することはできません。

ニ 契約期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金は国庫に帰属（没収）します。

(2) **売買契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。売買契約書に貼付する収入印紙（1 部）、移転登記に必要な登録免許税が別途必要となります。**

（注）国は契約書に収入印紙を貼る必要がないため（印紙税法上、非課税のため）、契約者の方にお渡しする売買契約書は収入印紙の貼付されていないものとなり、国が保有する売買契約書は契約者の方にご負担いただいた収入印紙を貼付してあるものとなります。

11. 売買代金の支払方法

(1) **財務省所管の国有財産（物件番号 2202、2301、2302 を除く）**

売買代金の支払方法は、次の 2 通りがあります。

イ　売買契約締結と同時に全額支払う方法

契約締結日には、入札にあたって納付された入札保証金と売買代金の差額をご用意ください。

ロ　契約保証金を納付して、20 日以内に売買代金残額を振込む方法

売買契約締結と同時に契約保証金として**売買代金の 1 割以上（円未満切上げ）**を納付していただきます（注 1）。その後、売買契約締結の日から 20 日以内（注 2）に、**売買代金と契約保証金との差額を、東海財務局が発行する納入告知書により、納付**してください。

なお、売買代金を期限までに支払わない場合、契約保証金は国庫に帰属（没収）します。

(2) **財務省所管以外の国有財産（物件番号：イ:2202、2301、ロ:2302）**

売買代金の支払方法は、次の 1 通りのみです。

契約保証金を納付して、20 日以内に売買代金残額を振込む方法

売買契約締結と同時に契約保証金として**売買代金の 1 割以上（円未満切上げ）**を納付していただきます（注 1）。その後、売買契約締結の日から 20 日以内（注 2）に、**売買代金と契約保証金との差額を、国（イ:東海北陸厚生局、ロ:静岡労働局）が発行する納入告知書により、納付**してください。

なお、売買代金を期限までに支払わない場合、契約保証金は国庫に帰属（没収）します。

物件の所管先は、東海北陸厚生局（物件番号 2202、2301）、静岡労働局（物件番号 2302）です。

（注 1）入札にあたって納付された入札保証金は契約保証金に充当することができますので、契約締結日に入札保証金と契約保証金との差額をご用意ください。

なお、契約保証金は東海財務局等から配付を受けた所定の「振込依頼書」により、最寄りの金融機関から東海財務局の指定する口座に振込むことができます。詳しくは契約担当者にお問い合わせください。

（注 2）売買契約締結の日から 20 日目が、土・日曜日及び祝日、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期限となります。

12. 所有権の移転

代金納入が済みましたら、国が所有権移転登記を行います。

(1) 売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡したものとします。（現地での引渡しは行いません。）

(2) 所有権移転登記の手続きは、国において行い、完了した時点で登記識別情報通知をお渡しします。なお、中間省略登記はできません。

※所有権移転登記と同時に抵当権設定登記を行う必要がある場合には、予め物件の所在する地域を管轄する財務局、財務事務所及び出張所にご相談ください。

(3) **所有権移転登記には登録免許税が必要です。**

登録免許税の納付書は売買契約に先立って国から送付しますので、お近くの金融機関でお支払いのうえ、その領収証書を売買契約締結時にご持参ください。

(4) **現地の看板については、東海財務局で再利用します。所有権移転後、速やかに撤去しますので、廃棄しないようお願いします。**

13. 契約内容等の公表

(1) **入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに東海財務局のホームページにおいて公表することになります。**

所在地（マンションの場合は住居表示。以下同じ。）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ。以下同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。以下同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(2) **契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を東海財務局のホームページにおいて公表することとなります。**

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第 80 条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(3) **上記(1)から(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。**

14. 個人情報について

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、国において、原則、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

ただし、入札参加資格の確認のため警察当局へ情報提供いたします。

15. 不調物件にかかる先着順の売却

入札者がいなかった物件については、原則、「すぐに購入できる物件」として、先着順による売却を実施します。

公示日等は下記の日程を予定しておりますが、詳細については、物件の所在地を管轄する財務局・財務事務所及び出張所までお問い合わせください。

買受希望者は、先着順売払公示日以降に配付する「売払申請書」等に必要事項を記入し、実印を押印のうえ先着順売払受付期間に物件の所在地を管轄する財務局・財務事務所及び出張所まで持参または郵送（簡易書留郵便）により提出してください。

この場合、買受希望者については、入札要領第８条の規定を準用し、入札参加資格の確認を行う場合がありますのでご了承願います。

詳しくは先着順売払公示日以降にお問い合わせください。

先着順売払公示日　　令和９年２月12日（金）
先着順売払受付期間　令和９年３月２日（火）から令和９年７月９日（金）
（土・日曜日・祝日を除く）
受付時間　　午前９時から正午及び午後１時から午後５時

16. 契約不適合の取り扱いについて

(1)　売買契約締結後、引渡しの日から２年以内に物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、速やかに契約手続きを行った財務局・財務事務所・出張所までお申し出ください。

(2)　上記（1）の申し出を受け、国が契約不適合にあたると判断した場合には、国（原因者を含む。）と買受人が地下埋設物、土壌汚染等の是正のための工事内容について、事前に協議を行った上で、国（原因者を含む。）又は買受人において地下埋設物、土壌汚染等の是正を行います。

なお、国（原因者を含む。）と買受人との協議の結果、買受人において是正することとなった場合には、是正に要すると国が認める費用を国が支払うこととします。

費用の支払いについては、以下のとおりとなりますので、ご留意願います。

イ　費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。

（注）挙証資料とは、以下の資料をいいます。

・地下埋設物、土壌汚染等の是正範囲を特定するための資料（土地利用計画図、建物設計図等）

・工事内容を確認する資料（工事見積書、工事請負契約書等）

・その他国が指定する資料（工程写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、作業日報等）

ロ　費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（挙証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。

（注）費用算定の基準としては、国が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定しますので、算定に当たり相応の時間を要することにあらかじめご了承願います。

ハ　さらに、費用の支払額は、売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません（国有財産売買契約書（案）の契約不適合責任に関する契約条項を参照）。

ニ　費用の支払いにあたっては、国の会計制度上、別途予算措置が必要となり、相応の時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承願います。

(3)　是正等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承願います。

17. 現地見学会の日時及び場所

次の物件については、**事前に申込みがあった場合のみ**下記の日程で、物件に立ち入っての現地確認ができます。**見学を希望される方は、下記申込期限までにお申し出ください。**

※事前に申込みがなかった物件については現地確認ができませんのでご注意ください。

(1) **愛知県内に所在する物件**　**【申込期限】令和 8 年 11 月 20 日（金）**

物件番号	日　　時
2004	**令和 8 年 11 月 24 日（火）13 時 30 分から 15 時 00 分の間**
連絡先：東海財務局　管財部　第 4 統括部門（TEL052-951-1710）	

(2) **岐阜県内に所在する物件**　**【申込期限】令和 8 年 11 月 24 日（火）**

物件番号	日　　時
2103	**令和 8 年 11 月 25 日（水）11 時 00 分から 12 時 00 分の間**
2104	**令和 8 年 11 月 27 日（金）11 時 00 分から 12 時 00 分の間**
連絡先：東海財務局　岐阜財務事務所　管財課（TEL058-247-4252）	

(3) **静岡県中部・西部地区に所在する物件**　**【申込期限】令和 8 年 11 月 24 日（火）**

物件番号	日　　時
2301	**令和 8 年 11 月 25 日（水）　14 時 00 分から 15 時 00 分の間**
連絡先：東海財務局　静岡財務事務所　管財課（TEL054-251-4328）	

(4)　**静岡県東部地区に所在する物件**　**【申込期限】令和 8 年 11 月 25 日（水）**

物件番号	日　　時
2401	**令和 8 年 11 月 30 日（月）　13 時 30 分から 15 時 00 分の間** **集合時間：13 時 30 分**

2402	令和 8 年 11 月 30 日（月）　13 時 30 分から 15 時 00 分の間 集合時間：13 時 30 分
2403	令和 8 年 11 月 30 日（月）　13 時 30 分から 15 時 00 分の間 集合時間：13 時 30 分
2404	令和 8 年 11 月 26 日（木）　13 時 30 分から 14 時 30 分の間
連絡先：東海財務局　静岡財務事務所沼津出張所　統括部門（TEL055-933-5800）	

（留意事項）

・現地確認は、物件上に建物等が存在すること等から特例的に実施するものであり、**上記の 8 物件に限定**して行います。（他の物件については行いません。）

・静岡県東部地区に所在する物件のうち物件番号 2401～2403 の見学に参加される方には、初めに留意事項説明がありますので、必ず集合時間までに物件ロビーまでお越しください。

・現存する建物及び工作物の使用の可否や耐久性、また、仕様等に関するご質問にはお答えできない場合があります。

・現地には公共交通機関を利用してご参加いただくようお願いします。

18. 資料の閲覧

以下の物件は、閲覧資料のある物件です。

入札参加者は、物件が所在する財務局、財務事務所又は出張所で、閲覧資料を必ずご確認ください。土地区画整理事業の詳細については、当局備え付けの資料のほか、土地区画整理組合等事業施行者に直接ご確認ください。

閲覧資料	物件番号	閲覧場所
境界関係資料	2002	東海財務局　管財部 第四統括部門
地下埋設物状況調査報告書	2001～2003、2005	
地下埋設管等関係資料	2002	
アスベスト調査報告書	2004	
地下埋設物撤去資料	2002	
建物内存置物に関する資料	2004	
井戸跡に関する資料	2005	
水害ハザードマップ	2001～2005	

地下埋設物状況調査報告書	2101～2102	岐阜財務事務所　管財課
地下埋設管等関係資料	2102	
建物図面	2103～2104	
アスベスト調査報告書	2103～2104	
旧浄化槽の越境関係資料	2103	
水害ハザードマップ	2101～2104	
地下埋設物状況調査報告書	2201～2203	津財務事務所　管財課
水害ハザードマップ	2201、2203	
境界関係資料	2301	静岡財務事務所　管財課
地下埋設物状況調査報告書	2301～2304	
地下埋設管等関係資料	2301	
通行権関係資料	2301	
建物図面	2301	
アスベスト調査報告書	2301	
水害ハザードマップ	2301～2304	
建物図面	2404	沼津出張所　統括部門
アスベスト調査報告書	2404	
耐震診断関係資料	2404	
水害ハザードマップ	2401～2404	

国 有 財 産 売 払 公 示 書

下記国有財産を一般競争入札（期間入札）により売払いします。

記

1　売払物件

物件番号	所　在　地	登記地目	数 量（㎡）	用途地域	建蔽率 容積率	最低売却価格（円）
	別紙　**入札物件一覧表**のとおり （各物件の詳細は、物件調書をご覧下さい。）					

2　競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

(1)　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者

(2)　国有財産法第 16 条の規定に該当する者

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

3　入札要領及び契約条項を示す場所

(1) 入札要領及び契約条項を示す期間

令和 8 年 11 月 10 日（火）午前 9 時から令和 8 年 12 月 14 日（月）午後 5 時

(2) 入札要領及び契約条項を示す場所

名古屋市中区三の丸三丁目 3 番 1 号

財務省　東海財務局　管財部　第 4 統括部門

4　入札受付期間、開札日及び場所

(1) 入札受付期間

令和 8 年 12 月 1 日（火）午前 9 時から令和 8 年 12 月 14 日（月）午後 5 時必着

(2)　開札日及び場所

開札日：令和 9 年 1 月 14 日（木）午前 9 時 30 分から

開札場所：名古屋市中区三の丸三丁目 3 番 1 号

財務省　東海財務局　2 階大会議室

5　入札書等用紙の交付

入札書等用紙は、公示の日から令和 8 年 12 月 14 日（月）までの間、東海財務局、岐阜財務事務所、津財務事務所、静岡財務事務所、沼津出張所において交付する。

6　入札方法等

(1)　入札保証金の納付等

イ　入札保証金は、各自入札金額の 100 分の 5 以上（円未満切上）に相当する金額とし、財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、金融機関**（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）**において現金により財務局の指定する口座に振り込むものとする。

ロ　入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

ハ　入札保証金には利息を付さない。

(2) 入札方法

入札は、上記第5項の規定により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書（2連複写の2枚目の入札保証金振込証明書用紙に、金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したもの）を郵送用封筒に入れて、「東海財務局　管財部　第4統括部門」宛、簡易書留郵便で郵送して申し込むものとする。

また、第4項(1)の期間であれば、午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間、「東海財務局　管財部　第4統括部門」へ持参することもできる。（土、日、祝日を除く。）

なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできない。

7　入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8　契約不履行

落札者が令和9年2月12日（金）までに契約を結ばない場合には、第6項(1)に規定する入札保証金は国庫に帰属する。

9　契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

10　契約内容等の公表

(1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに東海財務局のホームページにおいて公表することになります。

所在地（マンションの場合は住居表示。以下同じ。）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ。以下同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。以下同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を東海財務局のホームページにおいて公表することとなります。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(3) 上記(1)から(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

11　その他

入札者は、本公示書のほか、財務局で交付する入札要領及び国有財産売買契約書(案)を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

令和８年１１月１０日

東 海 財 務 局

〔 留 意 事 項 〕

入札要領、国有財産売買契約書(案)、及び各物件の物件調書を含む「入札のしおり」は次のところでお渡ししています。

「入札のしおり」については重要な事項が多く記載されていますので、必ずお読みください。

〒460-8521　名古屋市中区三の丸三丁目３番１号
東海財務局　管財部　第四統括部門
TEL(052)951－1710（直通）

〒500-8716　岐阜市金竜町五丁目 13 番地（岐阜合同庁舎５階）
東海財務局　岐阜財務事務所　管財課
TEL(058)247－4252（直通）

〒514-8560　津市桜橋二丁目 129 番地
東海財務局　津財務事務所　管財課
TEL(059)222－9571（直通）

〒420-8636　静岡市葵区追手町９番 50 号（静岡地方合同庁舎４階）
東海財務局　静岡財務事務所　管財課
TEL(054)251-4328（直通）

〒410-0831　沼津市市場町９番１号（沼津合同庁舎５階）
東海財務局　静岡財務事務所　沼津出張所　統括部門
TEL(055)933-5800（代表）

〔別紙〕

入　札　物　件　一　覧　表

物件番号	所在地	登記地目	数量（㎡）	用途地域	建蔽率 容積率 （%）	最低売却価格（円）
（愛　知　県　分）						
2001	名古屋市西区万代町二丁目91番1	宅地	61.14	準工業	60 200	12,200,000
2002	名古屋市昭和区明月町一丁目31番3	宅地	222.16	二種中高	60 200	7,940,000
2003	あま市森山堂建34番	宅地	317.66	調整区域	60 200	8,420,000
2004	知多郡南知多町大字内海字中之郷31番2	宅地	146.76	一種住居	60 200	57,100
		居宅（未登記部分あり）	63.80 /100.31 うち未登記部分 1.82 /36.51			
2005	知多郡南知多町大字大井字塩屋79番	宅地	153.85	一種住居	60 200	785,000
（岐　阜　県　分）						
2101	中津川市落合字下三五沢26番45　外9筆	宅地・山林・田	4,783.07	都市計画区域内（指定なし）	60 200	2,120,000
2102	中津川市駒場字大峡1556番73	宅地	1,080.42	都市計画区域内（一種低層）	60 100	6,660,000
2103	本巣市根尾板所字上村538番2	宅地	2,075.78	都市計画区域外（指定なし）	―	2,020,824
		保育園	787.12 /787.12			
		―	9.10 /9.10			
2104	揖斐郡揖斐川町三輪字中島1185番2　外4筆	宅地	682.77	都市計画区域内（近隣商業）	80 200	34,616,608
		―	155.51 /419.46			
		―	22.49 /22.49			

物件番号	所在地	登記地目	数量（㎡）	用途地域	建蔽率 容積率 （%）	最低売却価格（円）
（三　重　県　分）						
2201	四日市市日永西五丁目515番2　外1筆	雑種地	256.84	一種住居	60 200	1,330,000
2202	尾鷲市新田町1371番5	雑種地	413.29	都市計画区域内（指定なし）	70 200	608,000
2203	志摩市志摩町和具字岡340番1　外1筆	宅地・畑	678.20	都市計画区域内（指定なし）	70 200	2,340,000
（静岡県中部・西部地区分）						
2301	静岡市清水区秋吉町307番4	畑	181.32	二種住居	60 200	12,500,000
		―	59.07 /59.07			
2302	磐田市明ケ島字戌亥原962番54　外2筆	宅地	198.71	一種中高	60 150	11,600,000
2303	焼津市惣右衛門字新田1101番	田	1,041.97	調整区域	60 200	655,000
2304	掛川市杉谷南一丁目7番3　外3筆	畑	482.04	都市計画区域内（準工業）	60 200	14,400,000
（静岡県東部地区分）						
2404	熱海市春日町54番5	宅地	461.32	都市計画区域内（二種住居）	60 300	55,000,000
		―	105.67 /317.28			
		―	6.82 /6.82			

（マンション物件）

物件番号	所在地	敷地権等の割合	専有面積（㎡）	用途地域	建蔽率 容積率 （%）	最低売却価格（円）
2401	熱海市相の原町1812番272　外2筆 （中銀ライフケア熱海[梅園台]16号館716号室）	37/10,000	45.23	都市計画区域内（一種中高）	60 200	305,000
2402	熱海市相の原町1812番272　外2筆 （中銀ライフケア熱海[梅園台]16号館803号室）	33/10,000	41.39	都市計画区域内（一種中高）	60 200	261,500
2403	熱海市相の原町1812番272　外2筆 （中銀ライフケア熱海[梅園台]16号館1004号室）	33/10,000	41.39	都市計画区域内（一種中高）	60 200	207,000

※用途地域が２つ以上にまたがる場合には、原則として面積の多い方を記載しています。

物件番号2103、2104、2401、2402、2403は、消費税及び地方消費税相当額込みの価格です。

入　札　要　領

第 1 条　入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上入札してください。

第 2 条　現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第 3 条　代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。

第 4 条　入札は、東海財務局から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、**入札受付期間【令和 8 年 12 月 1 日（火）から令和 8 年 12 月 14 日（月）午後 5 時まで】（必着）に**「東海財務局　管財部　第 4 統括部門」あて簡易書留郵便により郵送又は持参によって提出しなければなりません。

なお、持参する場合は受付期間（ただし土、日、祝日を除く。）の**午前 9 時から正午、午後 1 時から 5 時までの間**、「東海財務局　管財部　第 4 統括部門」において受付します。

2　入札締切日までに到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付してください。

第 5 条　入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の 100 分の 5 以上（円未満切上）に相当する金額を東海財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、東海財務局の預金口座（あいち銀行大津橋支店　当座：500183）に振り込んでください。

その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金提出書（2 連複写）の 2 枚目の入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。

保管金受入手続添付書の貼付がないと東海財務局の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。

2　1 通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

3　振込依頼書には、必ず入札書に記載されている物件番号を記載してください。

4　入札保証金提出書に記載する入札者住所・入札者氏名は、入札書と一致させてください。

5　入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。

第 6 条　入札書の記載に当たっては、「国有財産の一般競争入札のご案内 6. 入札手続き」や「入札書等記載方法」を参考に、間違いのないよう記入してください。

2　入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、店舗名、預貯金の

種類、口座番号及び口座名義人氏名を正確に記入してください。

第 7 条　提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第 8 条　次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

1　公示書又は本要領の条項に違反するもの

2　入札書に入札者の住所、氏名の記入のないもの

3　代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入のないもの

4　入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの

5　担当官等が入札書及び入札関係書類不完全と認めたもの

6　所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの

7　第 5 条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの

8　第 5 条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの

9　第 5 条に規定する入札保証金を差し出さないもの

10　1 物件に対して一人で複数の入札をしたもの

11　最低売却価格に達しない入札をしたもの

12　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定並びに国有財産法第 16 条の規定に該当する者が入札したもの

13　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

(1)　当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの

（注）「これに類するもの」とは「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。

(2)　次のいずれかに該当するとき

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(3)　(1)、(2)の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

14　入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

（予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条、国有財産法第 16 条、暴対法第 2 条第 2 号及び第 6 号は 28 ページを参照）

第 9 条　開札は、国有財産売払公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。

なお、入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入場に際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせていただきます。

第 10 条　落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が、警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第 8 条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合は、国の指定した者がくじを引きます。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第 11 条　開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、開札後速やかに東海財務局のホームページに入札の実施結果に係る次に掲げる情報を公表します。

所在地（マンションの場合は住居表示。第 18 条第 1 項において同じ。）、マンション名・

部屋番号（マンションの場合のみ。第 18 条第 1 項において同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。第 18 条第 1 項において同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。第 18 条第 1 項において同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

第 12 条　非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）第 11 条第 3 項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第 13 条　入札保証金は、落札者を除き、第 6 条第 2 項に規定する方法により速やかにこれを還付します。なお、落札者の入札保証金は、売買代金または第 16 条に規定する契約保証金に充当できます。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。

第 14 条　落札者は、落札決定後直ちに、個人については誓約書、住民票抄本 2 通（個人番号（マイナンバー）の記載がされていないもの）及び印鑑証明書 1 通を、法人については誓約書、法人登記の現在事項全部証明書 2 通及び印鑑証明書 1 通を提出しなければなりません（いずれも発行後 3 か月以内のもの。）。

第 15 条　落札者が落札決定の日から 30 日以内（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条及び第 5 条の許可又は届出を要する物件については、農業委員会等の許可又は届出受理の日から 30 日以内（原則として落札決定の日から 4 か月以内））に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになります。

2　農地法第 3 条及び第 5 条の許可申請又は届出は、落札者が自己の負担で原則として落札決定の日から 30 日以内に行わなければなりません。なお、正当な理由なく期限内に申請又は届出を行わなかった場合、許可が得られずに売買契約が締結できなくなった場合及び前項の期限までに契約が締結されない場合は、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第 16 条　落札者は、契約締結しようとするとき、第 13 条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上（円未満切上）に相当する金額を現金で納付しなければなりません。

第 17 条　前条の契約保証金は、売買代金に充当します。

第 18 条　落札者との売買契約締結後、速やかにその契約内容に係る次に掲げる情報を東海財務局のホームページに公表します。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第 80 条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

2　第 11 条及び前項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第 19 条　本要領に定めない事項はすべて会計法規の定めるところによって処理します。

参　考

○予算決算及び会計令（抄）

（一般競争入札に参加させることができない者）

第 70 条　契約担当官等は、売買、賃借、請負その他の契約につき会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1)　当該契約を締結する能力を有しない者

(2)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第 71 条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1)　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2)　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3)　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4)　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5)　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6)　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7)　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○国 有 財 産 法（抄）

（職員の行為の制限）

第 16 条　国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2　前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第 2 条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2)　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6)　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

国有地の取得に関する
架空話（うまい話）にご注意！！

近時、国有地の取得に関する架空話が多数発生しています。

○ 国有地は、原則として一般競争入札で売却します。財務省の職員が、個別に国有地について、随意契約できるような働きかけを行い、個人や特定の民間企業に対し、直接随意契約で売り払うことは、一切ありません。

≪ケースA≫国との信頼関係を装い、国有地の購入ができるような話を持ちかける。

「○○市の国有地が近く入札にかけられる。財務省の△△と懇意にしている私が関与・仲介すれば、あなたの土地として必ず取得できるので、手付金をお預かりしたい。」

≪ケースB≫いったん入札にかけた物件を、随意契約できるかのような話を持ちかける。

「国有地を１日だけ入札公告し、直ちに国が取り下げ、落札しなかった物件として随意契約できる協定を財務省と結んでいる。事前に手付金や手数料を払ってほしい。」

ここにあげたものは、あくまでその一例であり、手口は年々巧妙化しています。

○ 国有地の売却情報については、下記の財務省財務局ホームページをご確認ください。また、少しでも不審な点があれば、財務局・財務事務所（出張所）へ、すぐにご連絡・ご相談ください。

財務省財務局ホームページ
https://lfb.mof.go.jp/index.html

標準契約書

○○○○　契第　　号

収　入 印　紙

国 有 財 産 売 買 契 約 書

売払人　国　（以下「甲」という。）と買受人〔 落 札 者 名 〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条　売買物件は、次のとおり。

所　在　地	区　分	数　量		備　考
〔※　落　札　物　件　を　記　載　す　る。〕				

2　前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第2条　売買代金は、金　〔 落 札 金 額 〕　円とする。

（契約保証金）

第3条　乙は、本契約を締結しようとするとき、契約保証金として金〔落札金額の1割以上〕円を甲に納付しなければならない。

2　前項の契約保証金のうち、金　〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

3　第1項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4　第1項の契約保証金には利息を付さない。

5　甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6　甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）
第4条　乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金額［落札金額から契約保証金を差し引いた金額］円を、甲の発行する納入告知書により令和　　年　　月　　日までに甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）
第5条　乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）
第6条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）
第7条　甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引渡しがあったものとする。

（特約条項）
第8条　乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

（契約不適合責任）
第8条の2　乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から２年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。
(1)修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
(2)修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
(3)本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
(4)前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
(5)本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
(6)本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2　前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。
3　乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。
4　第8条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

（危険負担）
第9条　本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。
2　甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。
3　第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（公序良俗に反する使用等の禁止）
第10条　乙は、本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）
第11条　甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。
2　乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
3　乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第12条　乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1)　前条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の1割〕円

(2)　第10条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の3割〕円

2　前項の違約金は第13条第4項及び第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第13条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2　甲は、乙が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4　乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（返還金等）

第14条　甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2　甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3　甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（乙の原状回復義務）

第15条　乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2　乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3　乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第16条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

（返還金の相殺）

第17条　甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部を相殺する。

（契約の費用）

第18条　本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（契約内容の公表）

第19条　乙は、本契約締結後、別紙に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

（信義誠実の義務・疑義の決定）

第20条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2　本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第21条　本契約に関する訴えの管轄は東海財務局所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売払人　　国
契約担当官　　東海財務局長（名）　　印

買受人　　住　所
氏　名　　印

（別紙）

契約書第19条で記載した「別紙に掲げる契約内容」は以下のとおり。

・所在地（マンションの場合は住居表示）
・マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）
・登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）
・面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）
・応札者数
・開札結果
・不落等随契の有無
・契約年月日
・契約金額
・契約相手方の法人・個人の別
・契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
・価格形成上の減価要因
・都市計画区域
・用途地域
・建蔽率
・容積率

(注)1. 契約書上において〔　　〕と記載してある箇所については、所要の事項を記載する。

2. 売買契約が即金により支払われる場合は、関連条項について削除又は所要の修正を行う。

3. 契約書に使用する印は実印（登録済印鑑）とする。

4. 物件番号2103、2104、2401、2402、2403については、標準契約書の売払人国に登録番号を追記し、また、第2条を次のとおり修正する。

売払人　国（以下「甲」という。）（登録番号T8000012050001）と買受人〔落札者名〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買代金）

第2条　売買代金は、金〔落札金額〕円（うち消費税及び地方消費税相当額金〔国が算定した額を記載する。〕円・消費税率10%）とする。

5. 物件番号(1)2202、2301、(2)2302は、標準契約書第4条を次のとおり修正する。

（代金の支払い）

第4条　乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金［落札金額から契約保証金を差し引いた金額］円を、(1) 歳入徴収官東海北陸厚生局長、(2)歳入徴収官静岡労働局長の発行する納入告知書により令和　　年　　月　　日までに甲に支払わなければならない。

6. 物件番号2004、2103、2104、2301、2404にかかる未登記建物について、買受人が使用する場合は、標準契約書第5条を次のとおり修正する。

（登記嘱託請求書等）

第5条　乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

なお、建物の所有権保存登記は、乙が自ら行うことができるものとする。この場合、建物図面及び各階平面図を添付した所有権保存登記承諾申請書を甲に提出しなければならない。

2　甲が前項の申請に対し承諾する場合は、書面によって行うものとする。

3　乙は、第1項による所有権保存登記を前項による承諾後60日以内に完了することとし、登記が完了したときは、遅滞なく、登記識別情報通知写、登記完了証写または登記事項証明書のいずれかを添えて、その旨を甲に通知しなければならない。

7. 国の担当官（名）は、物件の所在地によって原則として次のとおりとなる。

◎愛知県内分　契 約 担 当 官　東海財務局長（名）

◎岐阜県内分　分任契約担当官　東海財務局岐阜財務事務所長（名）

◎三重県内分　分任契約担当官　東海財務局津財務事務所長（名）

◎静岡県中部・西部地区分

分任契約担当官　東海財務局静岡財務事務所長（名）

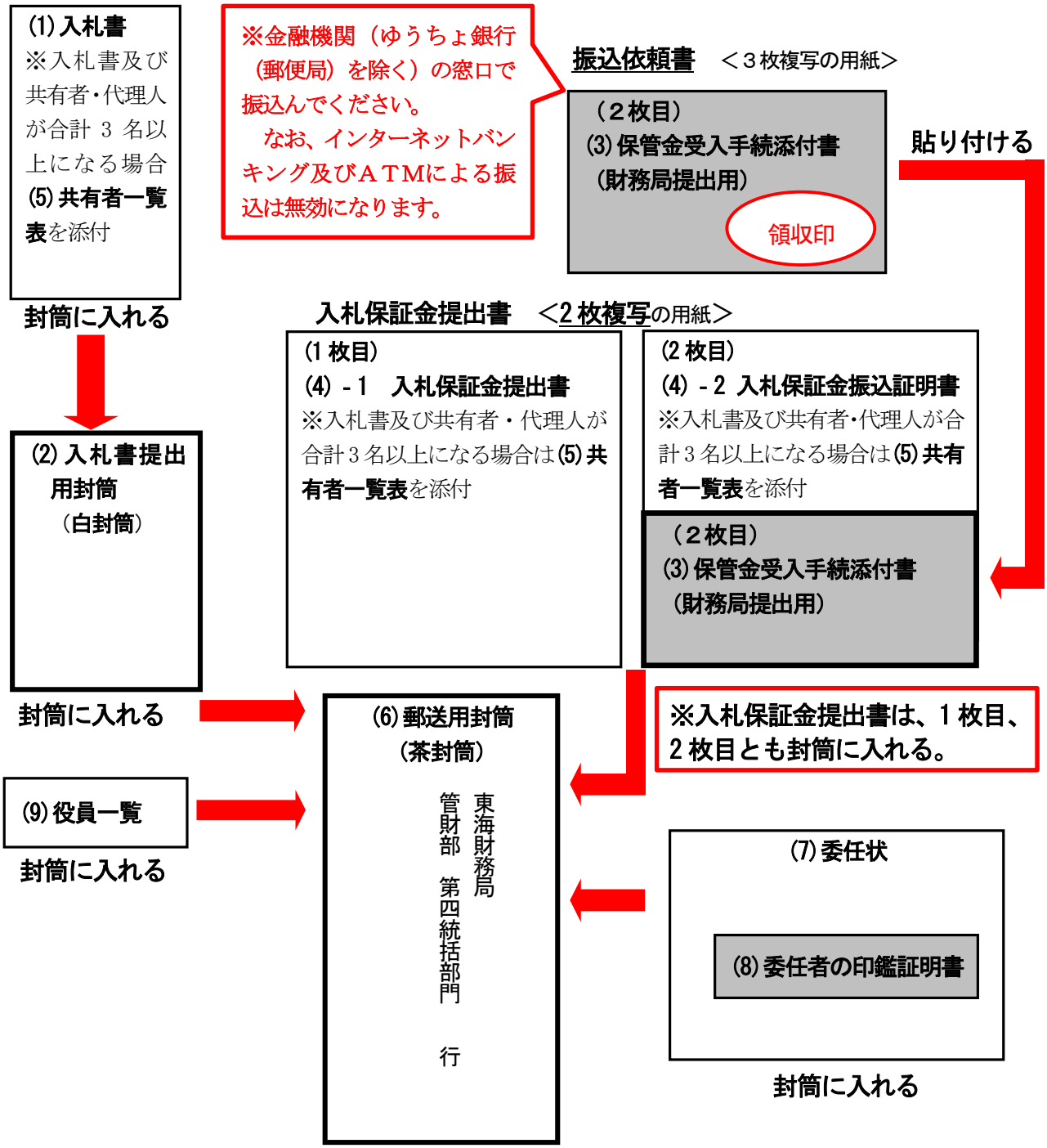
◎静岡県東部地区分

分任契約担当官　東海財務局静岡財務事務所沼津出張所長（名）

入札書類作成・提出方法

※　各書類の記載方法につきましては、次ページからの「入札書等記載方法」でご確認下さい。

「　提　出　書　類　」　(1) 入札書　(2) 入札書提出用封筒（白封筒）
(3) 保管金受入手続添付書（財務局提出用）
(4) - 1　入札保証金提出書（1 枚目）　(4) - 2 入札保証金振込証明書(2 枚目)
(5) 共有者一覧表　(6) 郵送用封筒（茶封筒）
(7) 委任状　(8) 委任者の印鑑証明書　(9) 役員一覧
※(7)・(8)は代理人による入札の場合、(9)は法人による入札の場合に必要。



入 札 書 等 記 載 方 法

（個人で入札の場合）

入札書等作成にあたっては、必ず本記載方法に基づき作成願います。
なお、不明な点がございましたら、別途電話等でお問い合わせください。

- 入札書
- 入札保証金提出書（2枚複写）
- 振込依頼書（3枚複写）

※　入札書等の作成にあたっては、ボールペン・万年筆等の筆記用具をご使用ください。
（鉛筆及び消せるもの不可）

入 札 書 （ 期 間 入 札 ）

東海財務局長　殿

入札者 （持分　　）	住　　所	○○市△△町□丁目××番地
	氏　　名	東海　太郎
共有者 （持分　　）	住　　所	
※ 代理人	氏　　名	

物　件　番　号	物　件　の　所　在　地
○　○　○　○	△△市□□字××○○○○番▲

入　札　金　額	十億			百万			千			円
	￥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を承知の上、上記のとおり入札します。

（注）
1. 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
2. 入札書と入札保証金提出書の住所及び氏名又は法人名は必ず一致させてください。
 入札書と入札保証金提出書の住所及び氏名又は法人名が異なる入札は「無効」となります。
3. 住所及び氏名は、住民票（居住証明）又は法人登記の現在事項全部証明書のとおりに記載してください。
 法人の場合、会社名のみ記載するのではなく、代表取締役などの氏名まで記載してください。
4. 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載してください。
5. 入札者及び共有者・代理人が合計3名以上になる場合は、別紙「共有者一覧表」を添付してください。
6. 物件番号、物件の所在地欄については、国有財産売払公示書又は入札のしおりに記載されたものを記載してください。
7. 入札金額は、算用数字ではっきりと記載してください。また、数字の前に必ず「￥」マークも記載してください。
 入札金額を書き損じたときは、新たな入札書に書き直してください。
8. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

※代理人による入札の場合は、代理人を○印で囲んでください。

※2枚複写1枚目　　※令和〇〇年△△月□□日

入札保証金提出書

東海財務局　歳入歳出外現金出納官吏　殿

	入札者	共有者・代理人 代理人の場合は代理人を〇印で囲んでください。
※住　　所	〒〇〇〇－△△△△ 〇〇市△△町□丁目××番地 TEL＜〇〇〇〇＞－△△－□□□□	〒　　－ 入札書の名義と一致させる必要があります。 TEL＜　　＞
※フリガナ	トウカイ　タロウ	
※氏　　名	東海　太郎	
※持　　分		
※生年月日	大正・昭和・平成・令和　〇年　〇月　〇日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
※性　　別	男　・　女	男　・　女

法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。

該当する箇所に〇を記入

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

（**振　込　金　額**を記載してください。）

※　**￥〇〇，〇〇〇，〇〇〇－**

入札金額ではなく、入札保証金の金額（振込金額）を記入してください。

※

物件番号	〇	〇	〇	〇

該当する箇所に〇を記入

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、

提出した入札保証金を次の口座に振り込んでください。

振込先	金融機関名	〇〇	銀　行　・　信用金庫　・　その他（
		〇〇	本　店　・　支　店　・　営業部
	預金の種類	普　通　・　当　座　・　通　知　・　別　段	
	口座番号	〇　〇　〇　〇　〇　〇　〇	右詰で記入してください。
	ゆうちょ銀行記号・番号	1　〇　〇　〇　0　－　〇　〇　〇　〇　〇　〇　〇　〇	右詰で記入してください。
	口座名義人氏名	（フリガナ）　トウカイ　タロウ 東　海　太　郎	

インターネット銀行への振り込みはできません

ゆうちょ銀行の場合、通帳を再発行されている方は、本欄に再発行番号を記入しないでください。

返還口座名義人は、入札者氏名及び入札保証金振込依頼書の振込依頼人名と同一名を記入。

注 1. ※印及び入札保証金返還請求欄（枠内）は入札申込者において記入してくださ
2. ゆうちょ銀行の場合、支店名及び「預金の種類」の記載は不要です。
　なお、ゆうちょ銀行の場合、「通常貯金総合口座」以外は振り込みできません。
3. 2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した保管金受入手続添付書（取扱店領収印のあるもの）を貼り付けてください。
4. 入札者及び共有者・代理人が合計3名以上になる場合は、別紙「共有者一覧表」を1枚目及び2枚目に添付してください。
5. 法人で入札される場合には、「役員一覧」を必ず提出してください。

※2枚複写2枚目

令和〇〇年△△月□□日

入札保証金振込証明書

東海財務局　歳入歳出外現金出納官吏　殿

	入札者	共有者･代理人 代理人の場合は代理人を〇印で囲んでください。
※住　　所	〒　　－ **入札保証金提出書（1枚目）に記載した内容が複写されます。** TEL ＜　　＞	〒　　－ TEL ＜　　＞
※フリガナ		
※氏　　名		
※持　　分		
※生年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
※性　　別	男　・　女	男　・　女

下記の金額を国有財産入札保証金として納付しました。

（**振　込　金　額**を記載してください。）

※　**¥**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※	物件番号				

金融機関の証明書（保管金受入手続添付書）添付箇所

入札保証金を財務局の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」（原本）を、この枠内の左上をそろえて貼り付けて差し出してください。貼り付けるときは、周囲をのり付けして、確実に貼り付けてください。

3枚複写振込依頼書の2枚目「財務局提出用」と右肩に記載してあるものをのり付けして貼り付けてください。

令和　　年　　月　　日

上記の入札保証金は受入済であることを証明する。

東海財務局　歳入歳出外現金出納官吏　財務事務官

取扱店へのお願い

国有財産入札保証金

（ 記 載 例 ）

振込依頼書（兼入金伝票）

科目	

○依頼人の名の前に、必ず振込依頼番号（年度・物件番号）を入れて打電してください。

○振込依頼番号の空欄は、詰めて打電してください。

依頼日	令和○年○○月○○日	電信扱				手数料																	
振込先金融機関	あいち銀行大津橋支店					金額																	
														十億			百万			千			円
													¥	○	○	○	○	○	○	○	○		
受取人	預金種目	当座	口座番号	５００１８３																			
	口座名	（フリガナ）トウカイザイム				内訳	現金																
		（漢字）東海財務																					
依頼人	振込依頼番号	年度 08	局所番号 0500		物件番号 ○○○○	備考																	
	個人名又は法人名	（フリガナ）トウカイ タロウ 東海 太郎 様				収納印または振替印																	
	住所	〒○○○-△△△△ ○○市△△町□丁目××番地 （電話）○○○○-△△-□□□□																					

※金額の頭に￥マークを記載してください。

※当該年度である「08」を記載ください。

※ 国有財産売払公示書又は入札のしおりの物件番号を記載してください。

出納
金融機関
領収印

※ 必ず金融機関窓口で振り込んでください。振込後、金融機関の領収印があることを確認してください。

※ 依頼人名は、入札者と同一の者であることが必要です。
なお、入札者が複数の場合は、代表者を1名のみ記載してください。
フリガナの記入漏れに注意してください。

MEMO

財務局
Regional Finance Bureaus

入 札 書 等 記 載 方 法

（法人で入札の場合）

入札書等作成にあたっては、必ず本記載方法に基づき作成願います。
なお、不明な点がございましたら、別途電話等でお問い合わせください。

- 入札書
- 入札保証金提出書（2枚複写）
- 役員一覧
- 振込依頼書（3枚複写）

※　入札書等の作成にあたっては、ボールペン・万年筆等の筆記用具をご使用ください。
（鉛筆及び消せるもの不可）

入 札 書 （ 期 間 入 札 ）

東海財務局長　殿

法人の場合は、(1)法人名、(2)代表者の役職名・氏名を記載してください。法人名が記載されていない場合は無効となります。

入札者 （持分　　）	住　　所	○○市△△町□丁目××番地
	氏　　名	●▲■株式会社 代表取締役　東海　太郎
共有者 （持分　　）	住　　所	
※ 代理人	氏　　名	

物　件　番　号	物　件　の　所　在　地
○○○○	△△市□□字××○○○○番▲

入　札　金　額	十億			百万			千			円
	￥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を承知の上、上記のとおり入札します。

（注）
1. 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
2. 入札書と入札保証金提出書の住所及び氏名又は法人名は必ず一致させてください。
 入札書と入札保証金提出書の住所及び氏名又は法人名が異なる入札は「無効」となります。
3. 住所及び氏名は、住民票（居住証明）又は法人登記の現在事項全部証明書のとおりに記載してください。
 法人の場合、会社名のみ記載するのではなく、代表取締役などの氏名まで記載してください。
4. 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載してください。
5. 入札者及び共有者・代理人が合計3名以上になる場合は、別紙「共有者一覧表」を添付してください。
6. 物件番号、物件の所在地欄については、国有財産売払公示書又は入札のしおりに記載されたものを記載してください。
7. 入札金額は、算用数字ではっきりと記載してください。また、数字の前に必ず「￥」マークも記載してください。
 入札金額を書き損じたときは、新たな入札書に書き直してください。
8. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

※代理人による入札の場合は、代理人を○印で囲んでください。

※2枚複写1枚目

※令和〇〇年△△月□□日

入札保証金提出書

東海財務局　歳入歳出外現金出納官吏　殿

	入札者	共有者・代理人 代理人の場合は代理人を〇印で囲んでください。
※住　　所	〒〇〇〇－△△△△ 〇〇市△△町□丁目××番地 TEL＜〇〇〇〇＞－△△－□□□□	〒　　－ 入札書の名義と一致させる必要があります。 TEL＜　　＞
※フリガナ	●▲■カブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク　トウカイ　タロウ	
※氏　　名	●▲■株式会社 代表取締役　東海　太郎	
※持　　分		
※生年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
※性　　別	男　・　女	男　・　女

法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

（**振　込　金　額**を記載してください。）

※　**￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇－**

入札金額ではなく、入札保証金の金額（振込金額）を記入してください。

※

物件番号	〇	〇	〇	〇

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を次の口座に振り込んでください。

該当する箇所に〇を記入

振込先	金融機関名	〇〇	銀　行・信用金庫・その他（　　）
		〇〇	本　店・支　店・営業部
	預金の種類	普　通・当　座・通　知・別　段	
	口座番号	〇　〇　〇　〇　〇　〇　〇	
	ゆうちょ銀行記号・番号	1　〇〇〇　0－　〇〇〇〇〇〇〇	
	口座名義人氏名	（フリガナ）●▲■カブシキガイシャ ●　▲　■　株　式　会　社	

インターネット銀行への振り込みはできません

返還口座名義人は、入札者氏名及び入札保証金振込依頼書の振込依頼人名と同一名を記入。法人の場合には代表者名の記入は不要。

注 1. ※印及び入札保証金返還請求欄（枠内）は入札申込者において記入してください。
2. ゆうちょ銀行の場合、支店名及び「預金の種類」の記載は不要です。
なお、ゆうちょ銀行の場合、「通常貯金総合口座」以外は振り込みできません。
3. 2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した保管金受入手続添付書（取扱店領収印のあるもの）を貼り付けてください。
4. 入札者及び共有者・代理人が合計3名以上になる場合は、別紙「共有者一覧表」を1枚目及び2枚目に添付してください。
5. 法人で入札される場合には、「役員一覧」を必ず提出してください。

※2枚複写2枚目

令和〇〇年△△月□□日

入札保証金振込証明書

東海財務局　歳入歳出外現金出納官吏　殿

	入札者	共有者･代理人 代理人の場合は代理人を〇印で囲んでください。
※住　　所	〒　　－ **入札保証金提出書（1枚目）に記載した内容が複写されます。** TEL ＜　　＞	〒　　－ TEL ＜　　＞
※フリガナ		
※氏　　名		
※持　　分		
※生年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
※性　　別	男　・　女	男　・　女

下記の金額を国有財産入札保証金として納付しました。

（**振　込　金　額**を記載してください。）

※　**¥**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※	物件番号				

金融機関の証明書（保管金受入手続添付書）添付箇所

入札保証金を財務局の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」（原本）を、この枠内の左上をそろえて貼り付けて差し出してください。貼り付けるときは、周囲をのり付けして、確実に貼り付けてください。

3枚複写振込依頼書の2枚目「財務局提出用」と右肩に記載してあるものをのり付けして貼り付けてください。

令和　　年　　月　　日

上記の入札保証金は受入済であることを証明する。

東海財務局　歳入歳出外現金出納官吏　財務事務官

役 員 一 覧

法人登記の現在事項全部証明書に記載のある役員全員を記載してください。
本用紙に役員が書ききれない場合は、適宜、コピー等していただき、記載漏れのないようご注意願います。（住所は、マンション名等まで記載してください。）
また、「役員一覧」は東海財務局ホームページからダウンロードすることもできます。

法人名 ：●▲■株式会社

物件番号	○	○	○	○

※必ずフリガナを記入し、性別（男・女）及び年号（大正・昭和・平成・令和）を〇印で囲んでください。

役 職 名	（フリガナ） 氏 名	性別	住 所	生年月日
代表取締役	（トウカイ タロウ） 東 海 太 郎	(男)・女	（〒〇〇〇－〇〇〇〇） 〇〇市△△町□丁目××番地	大正・(昭和)・平成・令和 □年□月□日
取締役	（ザイム ジロウ） 財 務 次 郎	(男)・女	（〒〇〇〇－〇〇〇〇） 〇〇市△△区□□丁目××番地 ××マンション〇〇号室	大正・(昭和)・平成・令和 □年□月□日
取締役	（トウカイサブロウ） 東 海 三 郎	(男)・女	（〒〇〇〇－〇〇〇〇） 〇〇市▲▲町□丁目××番地	大正・(昭和)・平成・令和 □年□月□日
取締役	（トウカイ ハナコ） 東 海 花 子	男・(女)	（〒〇〇〇－〇〇〇〇） 〇〇市△△町■丁目××番地 ××マンション〇〇号室	大正・昭和・(平成)・令和 □年□月□日
監査役	（トウカイ シロウ） 東 海 四 郎	(男)・女	（〒〇〇〇－〇〇〇〇） 〇〇市△△町□丁目××番地	大正・(昭和)・平成・令和 □年□月□日

該当する箇所に〇を記入してください。

自宅の住所を記入してください。

該当する箇所に〇を記入してください。

（注）本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員全員を記載してください。

取扱店へのお願い

国有財産入札保証金

（ 記 載 例 ）

振込依頼書（兼入金伝票）

科目	

○依頼人の名の前に、必ず振込依頼番号（（年度・物件番号）を入れて打電してください。

○振込依頼番号の空欄は、詰めて打電してください。

依頼日	令和○年○○月○○日	電信扱		手数料		
振込先金融機関	あいち銀行大津橋支店		金額	十億 百万 千 円	¥ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
受取人 預金種目	当座	口座番号 ５００１８３				
受取人 口座名	（フリガナ）トウカイザイム （漢字）東海財務		内訳 現金			
依頼人 振込依頼番号	年度 ０８ 局所番号 ０５００	物件番号 ○○○○	備考			
依頼人 個人名又は法人名	（フリガナ）●▲■カブシキガイシャ ●▲■株式会社 様		収納印または振替印	出納 金融機関領収印		
依頼人 住所	〒○○○-△△△△ ○○市△△町□丁目××番地 （電話）○○○○-△△-□□□□					

※金額の頭に￥マークを記載してください。

※ 当該年度である「０８」を記載ください。

※ 国有財産売払公示書又は入札のしおりの物件番号を記載してください。

※ 必ず金融機関窓口で振り込んでください。振込後、金融機関の領収印があることを確認してください。

※ 依頼人名は、法人名のみを記入してください。フリガナの記入漏れに注意してください。

入 札 書 等 記 載 方 法

（共有名義で入札の場合）

入札書等作成にあたっては、必ず本記載方法に基づき作成願います。
なお、不明な点がございましたら、別途電話等でお問い合わせください。

- 入札書
- 入札保証金提出書（2枚複写）
- 共有者一覧表（入札者及び共有者・代理人が合計3名以上の場合）
- 役員一覧（入札者及び共有者・代理人が法人の場合のみ）
- 振込依頼書（3枚複写）

※　入札書等の作成にあたっては、ボールペン・万年筆等の筆記用具をご使用ください。
（鉛筆及び消せるもの不可）

入 札 書 （ 期 間 入 札 ）

東海財務局長　殿

法人の場合は、(1)法人名、(2)代表者の役職名・氏名を記載してください。法人名が記載されていない場合は無効となります。

持分割合を必ず記入してください。

入札者 持分 1/2	住　所	○○市△△町□丁目××番地
	氏　名	東海　太郎
共有者 持分 1/2	住　所	○○市▲▲町□丁目××番地
※ 代理人	氏　名	東海　三郎

物件番号	物件の所在地
○○○○	△△市□□字××○○○○番▲

入札金額	十億			百万			千			円
	￥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を承知の上、上記のとおり入札します。

（注）
1. 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
2. 入札書と入札保証金提出書の住所及び氏名又は法人名は必ず一致させてください。
 入札書と入札保証金提出書の住所及び氏名又は法人名が異なる入札は「無効」となります。
3. 住所及び氏名は、住民票（居住証明）又は法人登記の現在事項全部証明書のとおりに記載してください。
 法人の場合、会社名のみ記載するのではなく、代表取締役などの氏名まで記載してください。
4. 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載してください。
5. 入札者及び共有者・代理人が合計3名以上になる場合は、別紙「共有者一覧表」を添付してください。
6. 物件番号、物件の所在地欄については、国有財産売払公示書又は入札のしおりに記載されたものを記載してください。
7. 入札金額は、算用数字ではっきりと記載してください。また、数字の前に必ず「￥」マークも記載してください。
 入札金額を書き損じたときは、新たな入札書に書き直してください。
8. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

※代理人による入札の場合は、代理人を○印で囲んでください。

※2枚複写1枚目

※　令和〇〇年△△月□□日

入札保証金提出書

東海財務局　歳入歳出外現金出納官吏　殿

	入札者	共有者・代理人 代理人の場合は代理人を〇印で囲んでください。
※住　　所	〒〇〇〇－△△△△ 〇〇市△△町□丁目××番地 TEL＜〇〇〇〇＞－△△－□□□□	〒〇〇〇－△△△△ 〇〇市▲▲町□丁目××番地 TEL＜〇〇〇〇＞－△△－□□□□
※フリガナ	トウカイ　タロウ	トウカイ　サブロウ
※氏　　名	東海　太郎	東海　三郎
※持　　分	1/2	1/2
※生年月日	大正・昭和・平成・令和　〇年　〇月　〇日	大正・昭和・平成・令和　△年　△月　△日
※性　　別	男　・　女	男　・　女

入札書の名義と一致させる必要があります。

法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。

入札書と同じ持分割合を記載してください。

該当する箇所に〇を記入

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

（**振　込　金　額**を記載してください。）

※　**￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇－**

入札金額ではなく、入札保証金の金額（振込金額）を記入してください。

※　物件番号　〇〇〇〇

該当する箇所に〇を記入

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、
提出した入札保証金を次の口座に振り込んでください。

振込先	金融機関名	〇〇	銀　行・信用金庫・その他（ ）
		〇〇	本　店・支　店・営業部
	預金の種類	普　通・当　座・通　知・別　段	
	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇	右詰で
	ゆうちょ銀行記号・番号	1〇〇〇0－〇〇〇〇〇〇〇	
	口座名義人氏名	（フリガナ）　トウカイ　タロウ 東　海　太　郎	

インターネット銀行への振り込みはできません

ゆうちょ銀行の場合、通帳を再発行されている方は、本欄に再発行番号を記入しないでください。

返還口座名義人は、共有者の口座からいずれかを指定してください。

注 1. ※印及び入札保証金返還請求欄（枠内）は入札申込者において記入してください。
2. ゆうちょ銀行の場合、支店名及び「預金の種類」の記載は不要です。
なお、ゆうちょ銀行の場合、「通常貯金総合口座」以外は振り込みできません。
3. 2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した保管金受入手続添付書（取扱店領収印のあるもの）を貼り付けてください。
4. 入札者及び共有者・代理人が合計3名以上になる場合は、別紙「共有者一覧表」を1枚目及び2枚目に添付してください。
5. 法人で入札される場合には、役員一覧を必ず記入してください。

※2枚複写2枚目

令和〇〇年△△月□□日

入札保証金振込証明書

東海財務局　歳入歳出外現金出納官吏　殿

	入札者	共有者・代理人 代理人の場合は代理人を〇印で囲んでください。
※住　　所	〒　　－ 入札保証金提出書（1枚目） に記載した内容が複写されます。 TEL ＜　　＞	〒　　－ TEL ＜　　＞
※フリガナ		
※氏　　名		
※持　　分		
※生年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
※性　　別	男　・　女	男　・　女

下記の金額を国有財産入札保証金として納付しました。

（**振　込　金　額**を記載してください。）

※　￥

※	物件番号				

金融機関の証明書（保管金受入手続添付書）添付箇所

入札保証金を財務局の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」（原本）を、この枠内の左上をそろえて貼り付けて差し出してください。貼り付けるときは、周囲をのり付けして、確実に貼り付けてください。

3枚複写振込依頼書の2枚目「財務局提出用」と右肩に記載してあるものをのり付けして貼り付けてください。

令和　　年　　月　　日

上記の入札保証金は受入済であることを証明する。

東海財務局　歳入歳出外現金出納官吏　財務事務官

【入札者及び共有者・代理人が合計3名以上になる場合に提出】

共有者一覧表

（入札書・入札保証金提出書・入札保証金振込証明書別紙）

物件番号

○	○	○	○

法人の場合は、性別、生年月日は記入不要です。

該当する箇所に○を記入

（フリガナ） 氏　　名	持分	性別	住　　所	生年月日
トウカイ　タロウ 東海　太郎	○/○	男・女	〒○○○－○○○○ ○○市△△町□丁目××番地 TEL＜○○○＞○○○－○○○○	大正・昭和・平成・令和 ○年○月○日
ザイム　ジロウ 財務　次郎	○/○	男・女	〒○○○－○○○○ ○○市△△町□丁目××番地 ××マンション○○号室 TEL＜○○○＞○○○－○○○○	大正・昭和・平成・令和 ○年○月○日
アイチ　サブロウ 愛知　三郎	○/○	男・女	〒○○○－○○○○ ○○市△△町□丁目××番地 TEL＜○○○＞○○○－○○○○	大正・昭和・平成・令和 ○年○月○日
ナゴヤ　シロウ 名古屋　四郎	○/○	男・女	〒○○○－○○○○ ○○市△△町□丁目××番地 TEL＜○○○＞○○○－○○○○	大正・昭和・平成・令和 ○年○月○日
				大正・昭和・平成・令和 年　月　日
		男・女	〒　　－ TEL＜　　＞	大正・昭和・平成・令和 年　月　日
		男・女	〒　　－ TEL＜　　＞	大正・昭和・平成・令和 年　月　日

法人の場合は、(1)法人名、(2)代表者の役職名・氏名を記載してください。

必ず持分割合を記載してください。

別紙

【法人ごとに作成】

役 員 一 覧

法人登記の現在事項全部証明書に記載のある役員全員を記載してください。
本用紙に役員が書ききれない場合は、適宜、コピー等していただき、記載漏れのないようご注意願います。（住所は、マンション名等まで記載してください。）
また、「役員一覧」は東海財務局ホームページからダウンロードすることもできます。

法人名 ： ●▲■株式会社

物件番号	○	○	○	○

※必ずフリガナを記入し、性別（男・女）及び年号（大正・昭和・平成・令和）を○印で囲んでください。

役 職 名	（フリガナ） 氏 名	性別	住 所	生年月日
代表取締役	（トウカイ タロウ） 東 海 太 郎	(男)・女	（〒○○○－○○○○） ○○市△△町□丁目××番地	大正・(昭和)・平成・令和 □年□月□日
取締役	（ザイム ジロウ） 財 務 次 郎	(男)・女	（〒○○○－○○○○） ○○市△△区□□丁目××番地 ××マンション○○号室	大正・(昭和)・平成・令和 □年□月□日
取締役	（トウカイ ゴロウ） 東 海 五 郎	(男)・女	（〒○○○－○○○○） ○○市▲▲町□丁目××番地	大正・(昭和)・平成・令和 □年□月□日
取締役	（トウカイ ハナコ） 東 海 花 子	男・(女)	（〒○○○－○○○○） ○○市△△町■丁目××番地 ××マンション○○号室	大正・昭和・(平成)・令和 □年□月□日
監査役	（トウカイロクロウ） 東 海 六 郎	(男)・女	（〒○○○－○○○○） ○○市△△町□丁目××番地	大正・(昭和)・平成・令和 □年□月□日

該当する箇所に○を記入してください。

自宅の住所を記入してください。

該当する箇所に○を記入してください。

（注）本様式には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員全員を記載してください。

取扱店へのお願い

国有財産入札保証金

（ 記 載 例 ）

振込依頼書（兼入金伝票）

科目	

○依頼人の名の前に、必ず振込依頼番号（年度・物件番号）を入れて打電してください。

○振込依頼番号の空欄は、詰めて打電してください。

依頼日	令和○年○○月○○日	電信扱		手数料		
振込先金融機関	あいち銀行大津橋支店			金額	十億 百万 千 円	¥○○○○○○○○
受取人 預金種目	当座	口座番号	５００１８３			
受取人 口座名	（フリガナ）トウカイザイム （漢字）東海財務			内訳 現金		
依頼人 振込依頼番号	年度 08 / 局所番号 0500 / 物件番号 ○○○○			備考		
依頼人 個人名又は法人名	（フリガナ）トウカイ タロウ 東海 太郎 様			収納印または振替印	出納 金融機関領収印	
依頼人 住所	〒○○○-△△△△ ○○市△△町□丁目××番地 （電話）○○○○-△△-□□□□					

※金額の頭に￥マークを記載してください。

※当該年度である「08」を記載ください。

※ 国有財産売払公示書又は入札のしおりの物件番号を記載してください。

※ 必ず金融機関窓口で振り込んでください。振込後、金融機関の領収印があることを確認してください。

※ 依頼人名は、入札者と同一の者であることが必要です。
なお、入札者が複数の場合は、代表者を1名のみ記載してください。
フリガナの記入漏れに注意してください。

MEMO

財務局

Regional Finance Bureaus

入 札 書 等 記 載 方 法

（代理人による入札の場合）

入札書等を入札者本人名義で作成できない場合には、代理人により入札することが可能です。

代理人による場合には、**「委任状」**、**「入札者（委任者）の印鑑証明書」**が必要となります。

委任者が海外に在住していることにより印鑑証明書が添付できない場合には、サイン証明が必要です。詳しくは9ページをご覧ください。

入札書等作成にあたっては、必ず本記載方法に基づき作成願います。

なお、不明な点がございましたら、別途電話等でお問い合わせください。

（注）　下記例示のような場合には、**代理人をたてる必要はありません。**
（**委任状の持参は必要ありません**）

＜例示＞

- 入札者本人に代わって、親族等が入札書等を持参する場合。
- 入札者が法人で、その社員が入札書等の持参や開札への参加を行う場合。
- 共有での入札で、共有者のうちの1人が入札書等の持参や開札への参加を行う場合。

※　入札書等の作成にあたっては、ボールペン・万年筆等の筆記用具をご使用ください。（鉛筆及び消せるもの不可）

※　なお、委任状に押印する入札者本人（委任者）の印鑑は、**印鑑登録されている印鑑（実印）**をご使用ください。

入 札 書 （ 期 間 入 札 ）

東海財務局長　殿

法人の場合は、(1)法人名、(2)代表者の役職名・氏名を記載してください。法人名が記載されていない場合は無効となります。

代理人による入札の場合は、代理人を〇印で囲んでください。

入札者	持分	住　所	〇〇市△△町□丁目××番地
		氏　名	東海　太郎
共有者	持分	住　所	△△市〇〇町□丁目××番地
※ 代理人		氏　名	財務　大地

物件番号	物件の所在地
〇〇〇〇	△△市□□字××〇〇〇〇番▲

入札金額				十億			百万			千			円
				￥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書（案）を承知の上、上記のとおり入札します。

（注）
1. 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
2. 入札書と入札保証金提出書の住所及び氏名又は法人名は必ず一致させてください。
 入札書と入札保証金提出書の住所及び氏名又は法人名が異なる入札は「無効」となります。
3. 住所及び氏名は、住民票（居住証明）又は法人登記の現在事項全部証明書のとおりに記載してください。
 法人の場合、会社名のみ記載するのではなく、代表取締役などの氏名まで記載してください。
4. 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載してください。
5. 入札者及び共有者・代理人が合計3名以上になる場合は、別紙「共有者一覧表」を添付してください。
6. 物件番号、物件の所在地欄については、国有財産売払公示書又は入札のしおりに記載されたものを記載してください。
7. 入札金額は、算用数字ではっきりと記載してください。また、数字の前に必ず「￥」マークも記載してください。
 入札金額を書き損じたときは、新たな入札書に書き直してください。
8. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

※代理人による入札の場合は、代理人を〇印で囲んでください。

※2枚複写1枚目

令和〇〇年△△月□□日

入札保証金提出書

東海財務局　歳入歳出外現金出納官吏　殿

	入札者	共有者・代理人 代理人の場合は代理人を〇印で囲んでください。
※住　　所	〒〇〇〇－△△△△ 〇〇市△△町□丁目××番地 TEL＜〇〇〇〇＞－△△－□□□□	〒〇〇〇－△△△△ △△市〇〇町□丁目××番地 TEL＜〇〇〇〇＞－△△－□□□□
※フリガナ	トウカイ　タロウ	ザイム　ダイチ
※氏　　名	東海　太郎	財務　大地
※持　　分		
※生年月日	大正・昭和・平成・令和　〇年　〇月　〇日	大正・昭和・平成・令和　△年　△月　△日
※性　　別	男　・　女	男　・　女

入札書の名義と一致させる必要があります。

法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。

該当する箇所に〇を記入

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

（**振　込　金　額**を記載してください。）

※　**￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇－**

入札金額ではなく、入札保証金の金額（振込金額）を記入してください。

※

物件番号	〇	〇	〇	〇

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、
提出した入札保証金を次の口座に振り込んでください。

振込先	金融機関名	〇〇	銀　行　・　信用金庫　・　その他（　　）
		〇〇	本　店　・　支　店　・　営業部
	預金の種類	普　通　・　当　座　・　通　知　・　別　段	
	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇	右詰さい
	ゆうちょ銀行記号・番号	1〇〇〇0－〇〇〇〇〇〇〇〇	右詰さい
	口座名義人氏名	（フリガナ）　トウカイ　タロウ 東　海　太　郎	

インターネット銀行への振り込みはできません

該当する箇所に〇を記入

ゆうちょ銀行の場合、通帳を再発行されている方は、本欄に再発行番号を記入しないでください。

返還口座名義人は、入札者氏名及び入札保証金振込依頼書の振込依頼人名と同一名を記入。法人の場合には代表者名の記入は不要。

注 1. ※印及び入札保証金返還請求欄（枠内）は入札申込者において記
2. ゆうちょ銀行の場合、支店名及び「預金の種類」の記載は不要で
なお、ゆうちょ銀行の場合、「通常貯金総合口座」以外は振り込
3. 2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した保管金受入手続添付書（取扱店領収印のあるもの）を貼り付けてください。
4. 入札者及び共有者・代理人が合計3名以上になる場合は、別紙「共有者一覧表」を1枚目及び2枚目に添付してください。
5. 法人で入札される場合には、役員一覧を必ず記入してください。

※2枚複写2枚目

令和〇〇年△△月□□日

入札保証金振込証明書

東海財務局　歳入歳出外現金出納官吏　殿

	入札者	共有者・代理人 代理人の場合は代理人を〇印で囲んでください。
※住　　所	〒　　－ **入札保証金提出書（1枚目）に記載した内容が複写されます。** TEL ＜　　＞	〒　　－ TEL ＜　　＞
※フリガナ		
※氏　　名		
※持　　分		
※生年月日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日
※性　　別	男　・　女	男　・　女

下記の金額を国有財産入札保証金として納付しました。

（**振　込　金　額**を記載してください。）

※　**¥**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※	物件番号				

金融機関の証明書（保管金受入手続添付書）添付箇所

入札保証金を財務局の預金口座に振り込んだ旨の証明として、振込を依頼した金融機関から交付を受けた「保管金受入手続添付書」（原本）を、この枠内の左上をそろえて貼り付けて差し出してください。貼り付けるときは、周囲をのり付けして、確実に貼り付けてください。

3枚複写振込依頼書の2枚目「財務局提出用」と右肩に記載してあるものをのり付けして貼り付けてください。

令和　　年　　月　　日

上記の入札保証金は受入済であることを証明する。

東海財務局　歳入歳出外現金出納官吏　財務事務官

本入札のしおりの巻末に添付しているものを使用してください。

委　　任　　状

代理人	住　　所	〒〇〇〇－△△△△ △△市〇〇町□丁目××番地
	氏　　名	財務　大地
	電話番号	＜〇〇〇〇＞△△－□□□□

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

法人の場合は、(1)法人名、(2)代表者の役職名・氏名を記載してください。

記

次の国有財産の一般競争入札に関する一切の権限

物件番号　　〇〇〇〇

物件の所在地　　△△市□□字××〇〇〇〇番▲

区分・数量　　土　地　　〇〇〇．〇〇　㎡

建　物　　＿＿＿＿＿＿　㎡

令和〇〇年△△月□□日

法人の場合は、(1)法人名、(2)代表者の役職名・氏名を記載してください。

本人の実印を押印

委任者	住　　所	〒〇〇〇－△△△△ 〇〇市△△町□丁目××番地
	氏　　名	東海　太郎　　印
	電話番号	＜〇〇〇〇＞△△－□□□□

（注）委任者の印鑑証明書を必ず添付してください。

取扱店へのお願い

国有財産入札保証金

（ 記 載 例 ）

振込依頼書（兼入金伝票）

科目	

○依頼人の名の前に、必ず振込依頼番号（年度・物件番号）を入れて打電してください。

○振込依頼番号の空欄は、詰めて打電してください。

依頼日	令和○年○○月○○日	電信扱		手数料		
振込先金融機関	あいち銀行大津橋支店			金額	十億 百万 千 円	¥○○○○○○○○
受取人 預金種目	当座	口座番号	５００１８３			
受取人 口座名	（フリガナ）トウカイザイム （漢字）東海財務			内訳 現金		
依頼人 振込依頼番号	年度 08 / 局所番号 0500 / 物件番号 ○○○○			備考		
依頼人 個人名又は法人名	（フリガナ）トウカイ タロウ 東海 太郎 様			収納印または振替印	出納 金融機関領収印	
依頼人 住所	〒○○○-△△△△ ○○市△△町□丁目××番地 （電話）○○○○-△△-□□□□					

※金額の頭に￥マークを記載してください。

※当該年度である「08」を記載ください。

※ 国有財産売払公示書又は入札のしおりの物件番号を記載してください。

※ 必ず金融機関窓口で振り込んでください。振込後、金融機関の領収印があることを確認してください。

※ 依頼人名は、入札者と同一の者であることが必要です。
なお、入札者が複数の場合は、代表者を1名のみ記載してください。
フリガナの記入漏れに注意してください。